

家電リサイクル法とは

家庭から出される粗大ごみのうち、家電製品が約15%を占めていました。これまで、そのほとんどが市町村によって回収され、埋め立て処分されていました。しかし、家電製品にはリサイクル可能な貴重な資源が多く含まれていることから、家電製品のごみの減量とリサイクル推進のため「家電リサイクル法」がつけられました。

対象となる家電製品

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン

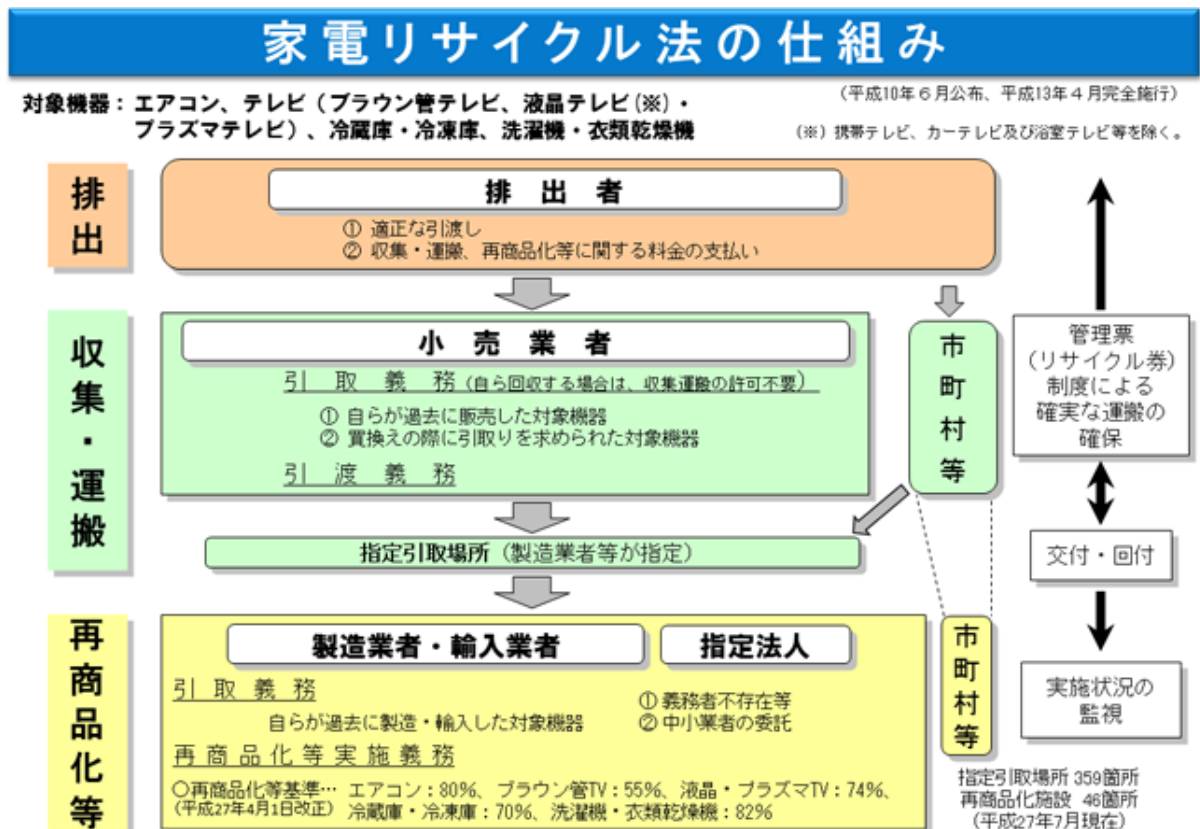
○ 関係者の役割

消費者：適切な引き渡し、収集運搬料金とリサイクル料金の支払い

家電小売店舗：過去に販売した対象製品・買い替えの際に引き取りを求められた対象商品の引き取り、製造業者等への引き渡し

製造業者：過去に製造・輸入した対象製品の引き取り、再商品化

○ リサイクルの流れ



出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/gaiyo.html>)